

○長岡市空家等の適切な管理に関する条例

平成 29 年 12 月 27 日

条例第 34 号

長岡市空き家等の適正管理に関する条例(平成 24 年長岡市条例第 42 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に規定する対策その他本市における空家等に係る対策を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義によるものとする。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理し、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、国及び県の機関、警察署その他の関係機関(以下「関係機関」という。)及び町内会等と連携し、空家等の適切な管理に関する市民の意識の啓発を行うほか、必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(情報提供)

第 5 条 適切な管理が行われていない空家等を発見した者は、市にその情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報を含む。)を提供するものとする。

(管理不全空家等に係る通知)

第 6 条 市長は、空家等が管理不全空家等であると認める場合は、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

2 前項の通知は、当該空家等について法第 13 条第 1 項の規定に基づく指導を行う場合は、当該指導の前に行うものとする。

3 市長は、第 1 項の通知に係る空家等が管理不全空家等に当たらなくなった場合は、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

(特定空家等に係る通知)

第 7 条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

2 前項の通知は、当該空家等について法第 22 条第 1 項の規定に基づく助言又は指導を行う場合は、当該助言又は指導の前に行うものとする。

3 市長は、第 1 項の通知に係る空家等が特定空家等に当たらなくなった場合は、その旨を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(勧告前の手続)

第8条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等に関し、人の生命、身体又は財産に生じる危険を緊急に回避する必要があると認めるときは、当該空家等について、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定による所有者等の同意を得られなかった空家等について、当該空家等をそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が急迫しており、直ちに人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、最も適切な方法により当該危険を回避するための必要最低限度の措置を行うことができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等に請求するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の長岡市空き家等の適正管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により行った助言又は指導の対象である旧条例第2条第1号に規定する空き家等に係る措置については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年12月19日条例第47号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。